

〈資料〉

2017年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野および法務研究科の教員、ならびに人文社会科学研究科法経専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として、年5～6回のペースで開催されている。2017年度の活動報告は以下のとおりである。

なお、報告要旨は、報告者自身が作成したものを中心として掲載しているが、事務局の責任で多少の改変を加えた箇所があることをお断りしておく。

(法政研究会事務局・鈴木 隆)

第1回 2016年11月22日

山田 深布 (人文社会科学研究科・税財政法)

「消費税法における内外判定の問題の研究—国境を超える役務の提供の問題を中心に—」

【報告要旨】

近年における商品のデジタル化の進展と経済活動に占めるサービスの比重の高まりと、クロスボーダー取引の市場の急速な拡大により、わが国の消費税法には、二つの問題が生じていると考えられる。一つ目は、国内取引判定について定めている消費税法施行令6条2項が「役務の提供等に係る事務所等の所在地」と規定されているため、国内事業者と国外事業者の競争中立性が害されていることである。二つ目は、「国内において行われた」取引かどうか判断されなければならないが、国境を越える役務の提供については、その「国内において」を判断することが難しいことが考えられる。一つ目の課題については、新たな法律により対処されることとなったが、二つ目の課

題については残されたままとなっている。これらの問題について、学説や判例、新たな法律の検討を通じて、国境を越える役務の提供に対する消費課税のあり方を検討した。

宮本美佐子（人文社会科学研究所・税財政法）

「相続税における時価概念の研究—財産評価基本通達・総則6項の適用の問題を中心に—」

【報告要旨】

相続税は平成25年度改正により課税ベースが拡大され、超過累進税率も引き上げられた。わが国の申告納税制度の下では、納税者が自ら相続財産の評価をする。相続税においては取引価額が存在しないため、財産評価が重要な課題となる。したがって、まず、財産評価を定めた相続税法22条を、学説や裁判例から検討し、時価とは何か、客観的交換価値を明らかにする。次に、その財産評価を通達で行っている現状について、いくつかの問題提起をしたい。そして、この相続税法22条と財産評価基本通達をめぐる問題として、特に財産評価基本通達・総則6項が適用された事例を中心に研究し、租税回避の問題を踏まえて納税者の予測可能性を重視し、租税法律主義を尊重した財産評価について論じた。

今井 良基（人文社会科学研究所・税財政法）

「所得控除の問題をめぐる一考察—医療費控除の問題を中心に—」

【報告要旨】

侵害規範である租税法は、憲法が要請する租税法律主義の支配の下に置かれ、法に基づいた課税実務の運用を求めている。しかし、所得税の所得控除の一つ、医療費控除は制度創設以来、控除対象の医療費を限定的に規定して緩和通達によってその範囲を拡大してきた。通達は租税行政庁の法律の解釈

を統一するために用いられ、課税実務では欠かせないものであるが、通達を用いた租税の賦課・徴収を広く認めると、租税法律主義の範囲を逸脱した法解釈や適用がなされる場合がある。租税法は公平な課税を実現するために整備されているのであり、法律が定める医療費の範囲を立法によらず通達で広げることは租税行政庁の恣意的な判断であって、租税法律主義のもとでは許されないことである。高齢化社会の進展、医療技術の進歩等から、医療を取り巻く環境は今後も変化し続けると予想される。医療費控除の範囲、基準を改めて考案し立法されるべきであることを明らかにした。

出席者 14名

〔教員〕 江渕武彦、谷口智紀、高橋正太郎、大庭沙織、三宅孝之、鈴木隆

〔学生〕 宮本美佐子、山田深布、吾郷光洋、今井良基、川上明宏、上迫伊万里、松江秀勝、開内純子

第2回 2017年12月6日

矢野 玲子（人文社会科学研究科・行政学）

「行政とNPOの協働について—島根を題材に」

【報告要旨】

本報告では、島根県における行政とNPOとの「協働」に焦点をあてる。具体的には、2つの問いを設定する。第一に、島根県の協働推進政策は効果をあげているのか、第二に、個々の協働事業は、期待されているような協働となっているのか。この関心の背景・事情としては以下があげられる。①行政の世界では、特に今世紀に入って以降、NPOとの協働が流行っている。②多くの自治体が関連条例をつくったり、提案公募型事業等の仕組みを整備したり、と、その推進に取り組んでいる。③だが、協働の効果については見解がわかれている。NPOは協働により行政への参加の機会を得るほか、そのサービスを広く提供できる、といった見方がある。他方で、行政から資金

を得ることにより対等な立場ではなくなり、NPOの自律性が失われるとの指摘もある。④ある調査によれば、島根県は、協働のための環境整備は全国トップクラスである。⑤事実、2005年の条例制定はじめ、様々な取り組みが行われてきている。⑥しかし、その効果については十分な調査が行われていない。以上から、主に島根を題材に、協働の実態や効果について検討した。

吾郷 光洋（人文社会科学研究科・税財政法）

「法人税22条4項にいう公正処理基準の射程に関する一考察」

【報告要旨】

法人税法22条は法人税法の中でも最も基本的な規定である。第4項において第2項に規定する各年度の収益の額、そして第3項に掲げる費用及び損失の額について「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとする。」と規定している。これを「公正処理基準」と呼ぶ。この規定は昭和42年の税制改正において制定されたが、企業と課税庁との間で創設時から現在まで絶えず争いが起きている。この原因は企業が選択する企業会計原則の内容や確立した会計慣行が必ずしも公正妥当であるとは限らないことや、決して網羅的であるとはいえないこと等であるが、何が「公正処理基準」に該当するのかが条文上でははっきりと明示されていないことがその主な要因である。この問題は様々な事例及び裁判所の判断によって明らかにされてきているが、経済取引の複雑化などにより次々と新しい解釈問題が出てきている。本報告では、実務上における予測可能性の向上へつなげる為に、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と認められる基準の射程について、その判断基準を「公正処理基準」を争点とした裁判例を通して検討した。

出席者 15名

〔教員〕 毎熊浩一、谷口智紀、黒澤修一郎、高橋正太郎、大庭沙織、鈴木隆

[学生] 矢野玲子、宮本美佐子、山田深布、吾郷光洋、今井良基、川上明宏、
上迫伊万里、松江秀勝、開内純子